

令和元年度 まえばし市民提案型 パートナーシップ事業 募集要項



市民と行政が一緒に取り組む
協働事業の提案を募集します！



はないし博士
©前橋市みやぎ地域づくり交流会

○募集期間

7月22日(月)～ 9月30日(月)

○事業説明会

日時 8月22日(木) ①19時から

(Mサポセミナー「協働入門」と合同開催)

8月27日(火) ②14時から ③19時から

場所 前橋市中央公民館 506学習室

(前橋市本町2-12-1 K'BIX 元気21まえばし 5階)

○審査期間(予定)

令和元年12月～令和2年2月

○事業実施

令和2年4月以降

パートナーシップ事業に関するご相談・お問い合わせ

前橋市生活課地域づくり係

電話 027(898)6510 (直通)

Eメール seikatu@city.maebashi.gunma.jp



ホームページはこちら↑

1 「まえばし市民提案型パートナーシップ事業」とは？

この事業は、市民と行政とが協働し、パートナーシップを構築し、多様な主体により様々な市民サービスが提供される豊かな地域社会と、誰もが安心していきいきと暮らせるまちを協働しながらつくるために実施するものです。単なる補助事業（補助金）ではありません。

市民の皆さんから提案された事業を、「審査委員会」により公平に審査・採択し、市民と行政が対等な立場で、それぞれ役割を担って実施するというものです。

2 事業を提案できるのは？

事業を提案できる者は、次に掲げる全ての要件を満たすことが必要です。

- (1) 営利を目的とせず、公益的な活動を行う団体であること
(NPO法人、市民活動団体、ボランティア団体、自治会、地域づくり協議会等)
- (2) 団体の運営に関する規約や会則等があり、会計処理が適切に行われていること
- (3) 提案した事業に係る実施体制が整っていること（人数は問いません。）
- (4) 宗教活動や政治活動を主たる目的とした団体及び反社会的勢力やそれらと関係を持つ団体でないこと

3 事業テーマと要件について

(1) 事業テーマ

次の①、②どちらのテーマでも事業提案できます。

① 自由テーマ

市民の皆さんが日頃から課題だと感じていることを解決するための事業や、前橋に役立つと思う事業を、市と協働で実施する形で自由に提案してください。

② 規定テーマ

市からあらかじめテーマを提示し、これに関する事業提案を募集するもので、今年度の規定テーマは以下のとおりです。

※ 規定テーマに応募の場合、事前に市担当課へご相談ください。

No	規定テーマとその概要	市担当課
1	<p>◇動画配信サイトを活用した前橋市の魅力発信事業</p> <p>本市では、第七次総合計画において、「地域経営」をまちづくりのキーワードとしております。地域経営を推進するためには、市民一人ひとりが本市に愛着や誇りを持つことが大切です。</p> <p>そこで、市民・団体自身がインフルエンサーとして主体的に、行政だけでは気付かない前橋市の潜在的な魅力を再認識し、“今”の発想で再構築し、発信することで、前橋市への愛着心の向上や、市内外へ向けたPRにつながる事業の提案を募集します。</p> <p>(例：YouTube、TikTok、Instagramなどによる定期的な情報発信)</p> <p>※インフルエンサーとは…社会に対して影響力のある人物・広告塔</p>	未来の芽創造課 (シティプロモーション係) 電話：898-6513

2	◇働き方改革の推進事業	未来の芽創造課 (渉外係) 電話:898-6427
	<p>2019年4月から働き方改革関連法が順次施行され、本市においても、多様な働き方を選択できる地域社会を実現し、一人ひとりが幸せで、より良い将来展望を持てるようになるための「働き方改革」が求められています。</p> <p>市内で働く人たちの働き方改革につながるツールの提案や、風土醸成（意識改革）に向けた取り組み等を募集します。</p>	
3	◇若者世代の結婚への機運醸成事業	政策推進課 (政策推進係) 電話:898-6512
	<p>近年、急速に進行している人口減少・少子化問題においては、その大きな要因の一つとして、若者を中心とした未婚率の上昇が挙げられます。</p> <p>その課題解決に向けて、民間団体等の自由な発想やノウハウを活かし、結婚することの「素晴らしさ」や「喜び」などを、若年世代や未婚者に感じてもらい、結婚への機運醸成を図る事業の提案を募集します。</p>	

(2) 対象となる事業の要件

次に掲げる全ての要件を満たす事業が対象となります。

なお、事業は審査委員会の審査を経て採択されたものが実施可能となります。

ア 公益的、社会貢献的な事業で、市民の暮らしに役立つことが期待できる事業

イ 団体あるいは市が単独で実施するよりも、双方が協力・連携して実施することで、より高い事業効果が得られる事業

ウ 事業提案するNPOや市民活動団体等の専門性が発揮できる事業

エ 前橋市内において実施効果が生じる事業（市外での活動は原則対象外）

(3) 対象外の事業

次に掲げるものに該当する事業は、対象外となります。

ア 営利目的と認められる事業

イ 宗教または政治活動に関する事業

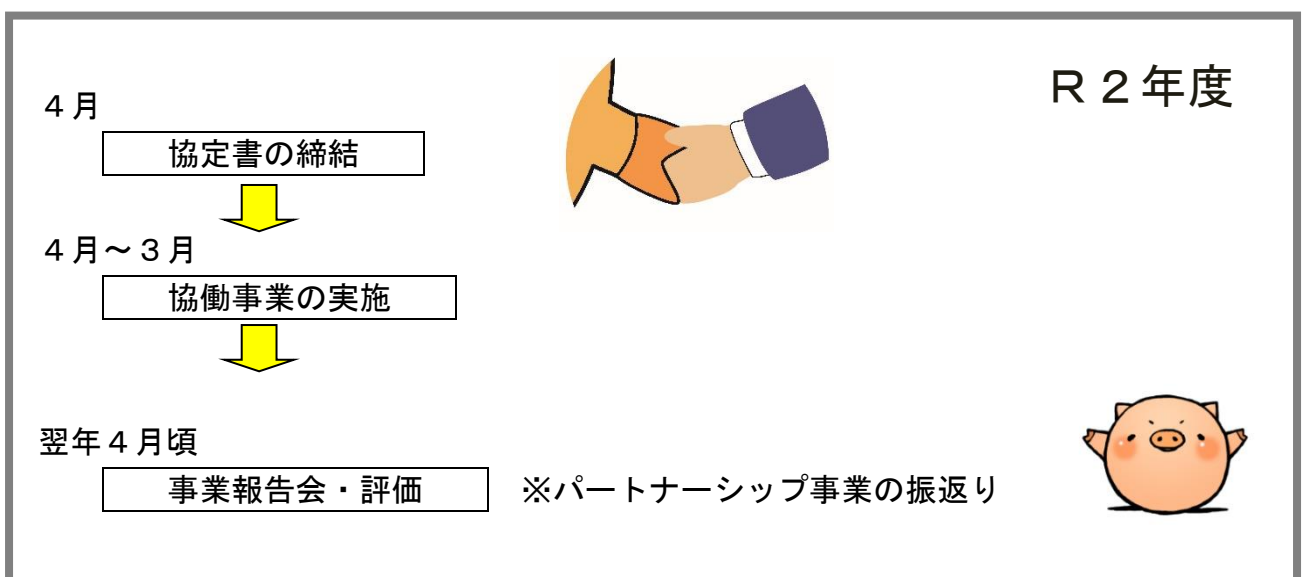
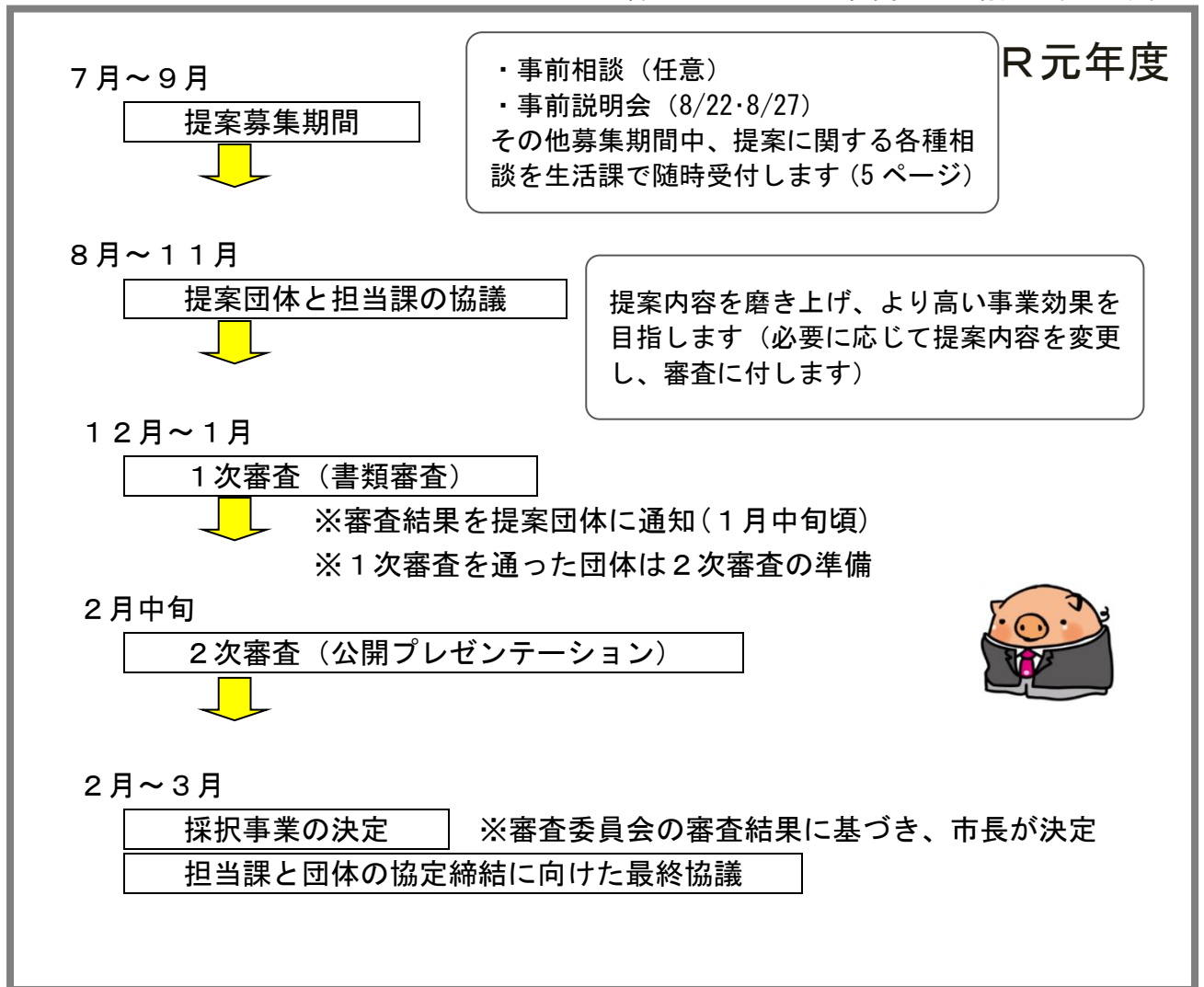
ウ 施設整備を目的とする事業

エ 市から他の助成金等を受けて実施しようとする事業

オ 協働なしに団体が単独で実施できるものや単なる資金調達を目的とする事業

4 スケジュールについて

※審査スケジュールは変更になる場合があります。



5 事業を行うにあたって

(1) 事業期間

令和2年4月1日から令和3年3月31日までの1年間とします。

ただし、「短期間では効果が望めない」などの適正な理由がある場合、最長で2年間の事業を認める場合があります。

(2) 市の事業費負担

採択された事業に対して、1事業につき80万円／年を上限に事業費の一部を市が負担します。ただし、パートナーシップ事業に直接関係のない費用は対象外です。

また、希望する負担金額全額が認められるとは限りません。予算も審査対象であるため、適正な予算を見積もってください。

(3) 事業の遂行

採択された事業は提案書に記載されているとおり計画的に実施してください。なお、採択後であっても、事業の遂行状況によっては事業を中止し、負担金の返還を求めることがあります。

6 提案について

(1) 提案に必要な書類

提出書類	備考
まえばし市民提案型パートナーシップ事業提案書	様式第1号 ※
団体の規約または会則など	様式は問いません。
役員・会員名簿	
その他団体の活動内容等がわかる資料	

※様式1号は市ホームページからダウンロードできます。

(「市政情報」－「市民参加・募集」－「市民提案型パートナーシップ事業」)

※事業が採択された場合、提出された書類は参考として公表することがあります。

※提出された書類一式は返却いたしません。

(2) 書類の提出方法等

事業提案書は、下記のとおり提出してください。

提出期間 7月22日から9月30日まで

提出先 市役所2階生活課地域づくり係へ持参又は郵送（9月30日**必着**）

なお、**メールでの提出は受付できません。**

《郵送の場合のあて先》

〒371-8601 前橋市大手町2-12-1

前橋市役所 生活課 地域づくり係あて

7 よりよい提案にするために

(1) 事前相談（任意）

「こんなことがしてみたいけど、実際に提案できるだろうか……？」

「やりたいことはあるけど、手を組んでくれる課があるだろうか……？」

そんな疑問に前もって対応し、事業提案がよりよいものになるよう、「提案意向確認票」を受け付けます。これにより、事前に事業概要の確認ができるとともに、市においてどんな課と協働できるかが調整できるため、提案後の協議がスムーズに進みます。

提出書類	備考
まえばし市民提案型パートナーシップ事業 提案意向確認票	募集期限の3週間前まで（7/22 ～9/9）受付します

- ・様式は市ホームページからもダウンロードできます。
- ・Eメール、FAX、郵送等により生活課地域づくり係あてに送付してください。
- ・最終的に提案に至らなかったとしても問題ありません。

(2) Mサポセミナー「協働入門」の開催

パートナーシップ事業において、重要な要素となる「協働」のあり方や最近の動向について、過去のパートナーシップ事業の実績を交えながら、分かりやすくお話しします。

日時：8月22日（木）19時から

場所：中央公民館 506学習室

講師：群馬大学 社会情報学部 准教授 小竹 裕人 さん

主催：前橋市市民活動支援センター（Mサポ）

住所：前橋市本町二丁目12-1 前橋プラザ元気21

電話：027-210-2196 FAX：027-237-0810

メール：21@maebashi-shiminkatsudo.jp

申込：8月19日までに上記へ氏名・住所・電話番号を電話・メール・FAXでお申込みください。

(3) 事前説明会の実施

提案内容の相談や提出書類の作成方法等について、下記のとおり計3回説明会を開催します。内容は同じですので、いずれかにお気軽にご参加ください。

日時：8月22日（木）①19時から（Mサポセミナー「協働入門」と合同開催）

8月27日（火）②14時から ③19時から

場所：前橋市中央公民館 506学習室

（前橋市本町2-12-1K' BIX 元気21 前橋 5階）

申込：前日までに前橋市生活課地域づくり係（連絡先は表紙記載）まで団体名・参加者氏名をご連絡のうえ、お申し込みください。

提案後は、パートナーとなる市担当課との協議が必要になりますが、それまでは生活課地域づくり係にお気軽にご連絡ください。提案書類の作成方法や事業内容、事業費の積算に関するご相談なども受け付けます。

8 審査について

(1) 1次審査

提案いただいた全ての事業について、審査委員会が書類審査を行い、2次審査（公開プレゼンテーション）に進む事業を決定します。書類審査の結果は令和2年1月中旬までに提案団体にお知らせする予定です。

(2) 2次審査

1次審査を通過した事業は、公開プレゼンテーションで提案事業の内容、期待される効果などを発表していただき、その内容と1次審査の結果を踏まえ、審査基準に基づき審査委員会が採択事業を内定します。（発表は後日となります。）

なお、プレゼンテーション用の資料は原則としてパワーポイントで作成してください。

◇審査基準（重点項目：協働性・妥当性）

審査項目		審査のポイント
1	公益性	・時代や市民のニーズに合っているか ・地域の課題解決につながり、市民生活に役立つ事業か
2	特性	・団体の先駆性や専門性を活かした提案になっているか
3	実現性	・事業計画や収支予算、事業スケジュールは合理的で実現可能であるか
4	持続性	・提案事業を継続的に実施することは可能か
5	組織力	・事業を遂行できる組織体制及び能力を持っているか
A	協働性	・協働事業を実施することにより、団体と前橋市双方の目標を達成することができ、かつ相乗効果が得られるか ・団体と市との役割分担は適切か
B	妥当性	・市が負担金を支出して実施するにふさわしいか（総合評価）

※ 協働性・妥当性については重点項目となるため、審査において他の項目より配点の比重が高まります。

9 Q & A

Q1 私の団体は、NPO法人ではありませんが、提案できますか？

⇒もちろん提案できます。法人格の有無は問いません。

Q2 企業は提案可能ですか？

⇒企業からの提案は受け付けておりません。

Q3 事業で参加費や負担金などをもらうことは可能ですか？

⇒可能です。ただし、公益的又は社会貢献的と認められる範囲での収入としてください。また、収入は必ず事業の経費に充ててください。

Q4 公開プレゼンテーションでは何を行うのですか？

⇒一般観覧者や市の事業関係課職員などが集う会場で、公開の形で提案事業の紹介をしていただきます。説明に必要なパソコンやプロジェクターは市が用意しますが、発表用資料（原則としてパワーポイントを使っています。）は各団体でご用意いただきます。

Q5 事業を提案するとしても、市のどの課が関係するのかわかりません。

⇒事務局の生活課地域づくり係が間に入って、パートナーにふさわしい課を紹介します。

Q6 私の団体は人数が少ないので、他の団体の協力を得て事業提案したいのですが、可能ですか？

⇒可能です。団体同士がつながることも1つの「協働」です。ぜひ協力してご提案ください。

Q7 団体のスタッフは多いので、いくつかの事業を展開することができますが、提案できるのは1事業だけですか？

⇒1団体につき1事業とします。1事業に団体の全力を注いで提案してください。

Q8 市からの負担金はどんな経費に充てられるのですか？

⇒これまでの採択事業では、印刷費用や謝礼、事業用消耗品費などに負担金を充てています。また、必要に応じて飲料の購入費や弁当などの食事代も計上できますが、予算の内容も審査対象になりますので、適切に見積もってください。なお、市負担金を原資として長期にわたって使用することができる備品を購入した場合、その所有権は市が持つこととなります。

Q9 市（担当課）ではどのような役割を担ってくれますか。

⇒最初から役割が決まっているわけではありません。提案団体と市（担当課）で協議して「役割」を決めることも「協働」です。相互の強みが生かせるような役割分担を行ってください。

Q10 協働は求めないので事業資金だけ負担してもらいたいのですが・・・

⇒この事業は協働を進めることを目的としているため、単に資金の導入を目的とした事業提案は受け付けられません。事業資金を求めている場合、他の補助金等をご検討ください。補助金の情報につきましては市民活動支援センター（Mサポ）でも提供しています。

いざ、協働！

お互いの力を発揮して、よいよい前橋をつくりましょう。

ご提案、お待ちしております！

